

# 情報プラザ

## 羽幌町役場

☎ 2-1211

● **インターネット**  
 ホームページアドレス  
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>  
 E-メールアドレス  
[kikaku@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.haboro.hokkaido.jp)

● **町長室のメールアドレス**  
 sawayaka  
 @town.haboro.hokkaido.jp  
 ご意見お待ちしております

□ **町長との語り合いの場**  
 『ふれあいトーク』  
 5人～10人くらいのグループで  
 開催日の10日前までに申込みを！

□ **出前講座 (29講座)**  
 『ほっと講座はぼろ』  
 5人以上の団体やグループが  
 主催する学習会等に町職員が  
 講師として出向きます

➔ **お問合せ・申込み先**  
 企画課広報広聴係  
 (内線252～254)

● **ホタルの電話 ☎2-1310**  
 1人でなやんで自分をイジメないで  
 かけてみよう『ホタルの電話』

## ド 「花ことば」作品展

▼リース、アレンジメント、わら  
 ぐつなどひと味違った草花の姿を  
 楽しんでみませんか。リース作り  
 も体験できます。皆さんのご来場  
 をお待ちしております。

### ■日時・場所

中央公民館ロビー・研修室  
 《作品展》 3月7日(金)～9日(日)  
 午前10時～午後3時

### 《リース作り体験》

- 3月9日(日) 午後1時から
- 材料代／1000円程度
- (※先着10名様・・・要予約)

### ▼お問合せ・申込み先

(代表) 若林千江子 ☎ FAX 2-38003

## 平成15年度予備自衛官補募集

要項	資格	受付期間	試験期日	その他
予備自衛官補	自衛官未経験者で  一般採用 18歳以上 34歳未満  技能採用 18歳以上、保有 する技能により 53歳～55歳未満	平成15年 1月14日 ～ 4月11日	平成15年 4月19日 ～ 4月21日 の間の いずれか 1日	技能区分について(概要) ● 医師・薬剤師、理学療養士 放射線技師、臨床検査技師 准看護師、栄養士 歯科技工士等 ● 語学：英語、ロシア語、 中国語、朝鮮語 ● 自動車整備士等 ● 情報処理(各種試験合格者)等 ● 無線通信士、陸上無線技術士 総合工事担任者等 ● 電気主任技術者免状保有者等 ● 建築士、測量士 建設機械施工技術士等
備考	予備自衛官補とは、普段は大学生、社会人としていながら定期的な予備自衛官になるための教育訓練を受け、約3年間の教育終了後、予備自衛官となる制度です。予備自衛官補は、教育訓練の招集のみ応ずる義務を有し防衛召集応召義務及び災害召集応召義務はありません。			教育訓練召集手当：日額7,900円 教育訓練日数：一般 50日 / 3年以内 技能 10日 / 2年以内
	採用後の待遇			

細部については、羽幌町役場総務課(☎2-1211)又は旭川地方連絡部  
 留萌募集事務所(☎0164-42-4650)にご連絡ください。

**所得税の確定申告は  
自分で書いてお早めに**

▼平成14年分所得税の確定申告の相談及び受付は・・・

平成15年3月17日(月)

までです。

期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書はできるだけご自分で書いて、お早めに提出してください。

**【正しい確定申告を】**

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、税法に従って自ら自分の税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。

もし、確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めなければならぬのはもちろん、加算税（不正な行為があった場合には最高40%）や延滞税を納めなければならぬこととなります。

**▼問合せ先**

税務課賦課係

(内線1333・1334)

**国民年金保険料を  
納付しましょう**

▼国民年金は、日本に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、全国民共通の基礎年金を給付することを目的とした制度です。

老後に支給される老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納付することにより満額の年金を受けることができます。

また、国民年金には老後のための年金だけでなく、病気やケガなどで障害の状態になったときに支給される障害年金や、一家の働き手が亡くなったときに残された家族に支給される遺族基礎年金があります。これらの年金を受けるためには一定の納付要件を満たしている必要がありますので、万が一の場合に備えるためにも、保険料は納期限内に納付しましょう。

**▼問合せ先**

町民福祉課国保医療年金係

(内線107)

**下水道排水設備指定  
工事店のお知らせ**

▼先にお知らせしておりました町の排水設備指定工事店について、新たに登録がありましたのでお知らせいたします。なお、下水道に接続する排水設備の工事については、登録されている工事店以外は工事ができませんのでご注意ください。

**■追加工事指定店**

▽(有) 山口興業 ☎2・1054

▽(有) 逢坂建設 ☎2・3069

▼問合せ先／下水道課下水道係 (内線3222・3223)

**屋根から落ちる雪や氷による  
危険防止などのお願**

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪、氷、つららが落ちて事故が起こらないよう、丈夫な雪のすべり止めなどをつけるようにしてください。

たとえ、雪のすべり止めがつけてあっても、強さが足りなかったり、針金などがさび付いて古くなったりして、こわれ落ちることもありますので、必ず点検して、早めに修繕するようにしてください。

屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇し、特に、マイナス3度からプラス3度位になったときは、落ちやすい状態となっていますので、早めに雪、氷、つららをおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに注意してください。

雪や氷が落ちるおそれのある軒下などの歩行者に十分注意をうながすようにしてください。

屋根からたくさんの雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうかを確かめるとともに、歩行者の通行の支障にならないように、すみやかに処理してください。

屋根から落ちた雪、氷、つららや敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の運行に支障となりますので、出さないようにしてください。

留萌開発建設部・留萌土木現業所  
羽幌警察署・羽幌町